

広島県教育委員会教育長告示第十号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条第一項の規定による技能教育のための施設における連携科目等の指定を次のように解除した。

平成二十年三月二十八日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

1 名称 広島生活福祉専門学校

2 所在地 安芸郡海田町大正町二―二八

二 連携科目等の指定の解除

指定を解除する連携科目	家庭総合	指定を解除する連携科目に対応する高等学校の科目	家庭総合
調理	調理		
服飾手芸	服飾手芸		
家庭看護・福祉	家庭看護・福祉		
家庭情報処理	家庭情報処理		